QA60 会社や学校、市町村で健康診査を受けましたが、それとは別に県民健康 調査の「健康診査」も受けなければならないのですか

県内居住の16歳以上で、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、 大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が実施する特定健診、総合健診を受診されてい る方については、その健診の際に、県民健康調査で追加された検査項目を上乗せして一度 に実施します。この場合、県民健康調査の「健康診査」も受けたことになりますので、別 に受診する必要はありません。しかし、それ以外の方については、県内各地で福島県立医 科大学が実施する集団健診で健康診査を受診いただくか、県内外の医療機関において、個 別に受診いただくことになります。

出典:福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日:2015年3月31日

本資料への収録日:2015年3月31日